

社会福祉法人英雄会 役員報酬規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人英雄会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員、評議員及び評議員選任・解任委員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- ①役員とは、理事及び監事をいう。
- ②評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- ③評議員選任・解任委員とは、定款第6条第2項に基づき置かれる者をいう。
- ④報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- ⑤費用とは職務遂行に伴い発生する交通費（通勤費を含む）、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬等を支給する。

- 2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬等を支給する。
- 3 評議員選任・解任委員には、職務執行の対価として報酬等を支給する。
- 4 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規定を適用することができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の役員の前年度の報酬総額は、理事長2,000万円、理事100万円、監事20万円合わせて年間2,120万円以内とする。

- 2 各々の理事に対する報酬は、別記1「理事及び監事の報酬」に定める額とする。
- 3 各々の監事に対する報酬は、別記1「理事及び監事の報酬」を勘案して、評議員会において定めるものとする。
- 4 各々の評議員に対する報酬は、別記2「評議員の報酬」に定める額とする。
- 5 各々の評議員選任・解任委員に対する報酬は、別記3「評議員選任・解任委員の報酬」に定める額とする。

(報酬等の支給日)

第5条 役員、評議員及び評議員選任・解任委員の報酬等は、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同

意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(費用弁償)

- 第7条 役員等がその職務の遂行に伴い発生した費用は、別記4に定める額を費用弁償として支払うものとする。

(公表)

- 第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

- 第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補足)

- 第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

この規程は令和3年3月15日から施行する。